

事業者の皆様へ

名古屋市住宅供給公社

## 低入札価格調査制度について

### 1. 制度の概要

調査基準価格に満たない入札を行ったものについて調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合等には、当該入札者を落札者とししない制度。

### 2. 対象の契約

一般競争入札及び指名競争入札に付する以下の契約

(ただし、最低制限価格制度を適用するものを除く)

- (1) 工事請負契約
- (2) 測量、建築設計・監理、建築設備設計・監理、建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査の業務委託契約  
※予定価格を事前公表したものに限り
- (3) 建築物清掃・建築物警備（機械警備を除く。）・清掃の業務委託契約
- (4) その他製造の請負又は役務の委託契約で理事長が必要と認める契約

### 3. 調査基準価格の設定方法

- (1) 工事請負契約  
70%～90%の範囲内で理事長が定める割合を予定価格に乗じた金額。
- (2) 測量・設計等業務委託契約  
70%～90%の範囲内で理事長が定める割合を予定価格に乗じた金額。
- (3) 清掃・警備業務の委託契約  
70%～90%の範囲内で理事長が定める割合を予定価格に乗じた金額。
- (4) その他製造の請負又は役務の委託契約  
製造の請負契約…3分の2～85%の範囲内で理事長が定める割合を予定価格に乗じた金額。  
役務の委託契約…50%～85%の範囲内で理事長が定める割合を予定価格に乗じた金額。

### 4. 低入札価格調査制度における失格基準価格

#### (1) 失格基準価格とは

工事請負契約については、あらかじめ失格基準価格を設定し、落札者となるべき者の入札金額が失格基準価格に満たないときは、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、落札者としません。

#### (2) 失格基準価格の設定方法

失格基準価格＝調査基準価格×98%

※上記金額が予定価格の70%に満たないときは、失格基準価格は予定価格の70%とします。